

2020年4月8日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴う校正・依頼試験及び法定計量業務の対応について

国立研究開発法人 産業技術総合研究所
計量標準総合センター

産業技術総合研究所 計量標準総合センター(NMI)が行う校正、依頼試験及び法定計量関連業務（基準器検査等）について、日頃よりご利用いただきありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。緊急事態宣言発出期間中、上記の業務につきましては、感染防止の観点から通常の業務体制と比べて縮小した形で実施しております。これらのご申請を予定されている方は、申請前の段階でお問い合わせをお願いします。また、申請済みの方には、スケジュールの大幅な遅延が見込まれる場合、担当者より個別にご連絡を差し上げます。

関係各位にはご不便・ご面倒をおかけいたしますが、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

【本件お問い合わせ先】

計量標準普及センター 標準供給保証室

電話: 029-861-4026

e-mail: cal-service-ml@aist.go.jp

以上